

総社市告示第40号

総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給要綱を次のとおり定める。

令和8年4月10日

総社市長 片岡 聡 一

総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を受けている放課後児童クラブ施設の負担を軽減し、もって安定的かつ継続的な事業を行うため、総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金(以下「支援金」という。)を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「放課後児童クラブ施設」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の8第2項に規定する放課後健全育成事業の届出を行ったものが、総社市教育委員会が所管する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則(平成17年総社市教育委員会規則第33号)の規定による指定を受けて運営している施設又は教育委員会から委託を受けて保育をしている施設をいう。

(支給対象者)

第3条 支援金の支給を受けることができるものは、令和8年4月1日現在において放課後児童クラブ施設を運営しているもの(以下「事業者」という。)であって、継続して当該放課後児童クラブ施設を運営する意思があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、支援金の支給を受けることができない。

(1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体を運営しているもの

(2) 代表者(個人事業主である場合はその者)若しくは役員等が、総社市暴力団排除条例(平成23年総社市条例第15号)第2条第3号に規定する暴力団員等に該当するもの又は当該暴力団員等と密接な関係を有するもの

(3) 市税の滞納があるもの

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

(支援金の額等)

第4条 支援金の額は、1事業者当たり20万円とする。

2 支援金の支給は、1事業者につき1回限りとする。

(支給申請)

第5条 支援金の支給を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、令和8年8月31日までに、総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにこれを審査し、適当と認めるときは、総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金支給決定通知書により、当該申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、支援金を支給することが適当でないと認められるときは、総社市放課後児童クラブ施設物価高騰対策重点支援金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の審査に当たり、支給申請に係る放課後児童クラブ施設その他の確認のため、申請者に対し、必要な報告を求めることができる。

(支給決定の取消し)

第7条 市長は、前条第1項の規定により支給決定を受けたものが、虚偽その他不正の手段により支援金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定の全部又は一部を取り消すものとし、既に支援金が支給されているときは、期限を定めて、その取消しに係る部分の支援金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。